

令和 7 年 3 月までに確認済証の交付を受け、令和 7 年 4 月以降に 工事に着手した建築物の追加提出の図書について

令和 7 年 3 月 31 日までに確認済証の交付を受け、令和 7 年 4 月 1 日以降に着工された建築物のうち、旧 4 号から新 2 号となるものについては、計画変更又は検査時に法改正後の構造関係規程等の適合性を確認する必要があるため、以下の図書の追加提出が必要となります。

検査受付は提出された図書の内容確認や補正対応の終了後となることから、円滑な検査実施に向け、また手戻り防止の為にあらかじめの提出を受付ますので、出来る限り早期の提出をお願いします。提出方法につきましては電子および書面いずれも可能です。ただし、検査申請方法と同一の方法をお願いします。

なお、確認申請時に既に添付済の図書や記載済みの事項については追加提出は不要です。

<中間検査までに提出を求める図書等>

- ☐仕様表（仕様表を添付されない場合は各階伏図、2 面以上の軸組図及び使用材料表）
- ☐地盤調査報告書
- ☐2 面以上の立面図及び断面図
- ☐構造関係規程図書
 - ◇屋根及び外壁断面詳細図
 - ◇基礎断面詳細図
 - ◇軸組構造詳細図
 - ◇継手及び仕口構造詳細図
 - ◇壁量計算、金物検討書、柱の小径検討書

<完了検査までに提出を求める図書等>

- ☐省エネ基準関係規程図書
- ☐宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に関する図書
- ☐給排水衛生、電気設備及びガス設備に関する図書
- ☐平面図や立面図等に追記が必要な事項
 - ◇採光、換気（法第 28 条）に関する事項（居室がある場合）
 - ◇火気使用室の換気計算（法第 28 条）に関する事項（火気使用室がある場合）
 - ◇内装制限（法第 35 条の 2）に関する事項（火気使用室がある場合）
 - ◇階段（施行令第 23 条）に関する事項

<その他>

※柱の小径は構造関係規定に係る 1 年間の経過措置にかかわらず審査が必要となりますのでご注意ください。

※追加図書の提出時期について上記のとおり中間検査時および完了検査時それぞれに追加図書を定めていますが、中間検査時までにとまとめて提出することも可能です。

※上記以外に審査が必要な事項があれば記載等が必要となります。